

# 告 示

## 埼玉県告示第九百四号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

数値地形図データ更新（地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十七年七月十三日から平成二十八年三月十八日まで